

役員退職慰労金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいち（以下、「法人」という）を退職する理事および監事（以下「役員」という）の退職慰労金について定める。

第2章 金額の決定等

(退職慰労金額の決定)

第2条 退職する理事長、常務理事に対する退職慰労金の金額は、本規程に基づいて計算を行い、評議会に諮問したのち理事会で決定する。

2 上記以外の退職する役員に対する退職慰労金の金額は、在任期間（理事長、常務理事の在任期間は除く。但し、第3条に適用しない役員の場合は、その在任期間を含む）1年に対し5万円とする。但し、在任期間が1年に満たない場合の取扱いとして、端数月が6ヶ月以上の場合は1年とし、6ヶ月未満の場合は切り捨てとする。

(理事長、常務理事の退職慰労金の額の計算)

第3条 理事長、常務理事の退職慰労金の額は、第2条2項の規定の例により計算した額と当該役員（理事長、常務理事）の歴任した各役位別に、最終退職時の報酬月額に各役位における在任年数と、功績としての役位別係数を乗じて得た額の総和とする。

①理事長、常務理事の退職慰労金の額

＝第2条2項の規定の例により計算した額＋最終退職時の報酬月額×役位別在任年数×役位別係数

②各役位別の役位係数は次の通りとする。

退任時役位	係数
理事長	3.0
常務理事	1.0

但し、役員在任中に報酬月額に減額が生じた場合、退職金の計算を行う最終退職時の報酬月額は、歴任した役員在任中の最高報酬月額とする。また算出額に万円未満の端数が生じた場合は、万円単位に切り上げる。

(報酬月額)

第4条 報酬月額とは、名目の如何を問わず、毎月定まって支給されるものの総額を言う。

(役位別在任年数)

第5条 役位別在任年数は1年を単位とし、1年を満たない場合は端数月が6ヶ月以上の場合は1年とし、6ヶ月未満の場合は切り捨てとする。

(当法人職員から理事長、常務理事に就任した者の退職慰労金について)

第6条 当法人職員から理事長、常務理事に就任した役員で、社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める退職手当共済制度、及び財団法人愛知県民間社会福事業職員共済会(以下「退職金制度」と言う)に加入している役員は、その加入期間については、第3条の規定は適用しないものとし、給与規程の「退職手当」にかかる事項を適用するものとする。但し、その役員が退職金制度を脱退した時は、脱退日の翌日(以下「起算日」と言う)から第3条を適用し、在任年数は起算日からの在任年数とする。

- 2 前項の退職金制度に加入している役員で特に功績が認められる場合は、第3条を適用して算出した金額を超えない範囲で加算する事が出来る。

(功労加算金)

第7条 特に功績が著しいと認められる役員に対しては、第3条により算出した金額に、その30%を超えない範囲で加算する事が出来る。

(特別功労加算金)

第8条 法人の創業を主導し推進した役員、強力な戦略の成功をもたらした役員、法人の苦境を脱し盛業に導いた役員、その他法人に大いなる貢献をなし、その功績が特に顕著と認められる役員に対しては、前条の功労加算金に加えて、功労加算金の額の倍額を超えない範囲で、特別功労加算金を支給する事が出来る。

(弔慰金)

第9条 任期中に死亡した時は、次の相当額内の金額を弔慰金として支給する事が出来る。

- ①業務上の死亡の場合・・・死亡による最終退職時の報酬月額×36ヶ月分
- ②その他の死亡の場合・・・死亡による最終退職時の報酬月額×6ヶ月分

第3章 支給等

(支給の停止または特別減額)

第10条 退職役員のうち、在任中に特に重大な損額を法人に与えた場合や退任に際して円満に退任しなかった場合、さらには一方的に退任した場合は、評議員会への諮問を経た理事会の決定により、第3条により算出した金額を支給しないか、または減額する事が出来る。

(支給時期および方法)

第11条 退職慰労金の支給時期は、理事会で決定後3ヶ月以内とする。

(退職慰労金よりの控除)

第12条 前条の規定にかかわらず、退職慰労金を支給する場合には、法令に基づく源泉税および法人に対して負う債務の全額を控除する。

(死亡役員に対する退職慰労金)

第13条 在任中に死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。

2 遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(規程の改定)

第14条 この規程は評議員会に諮問したのち、理事会での決定を経て改正する事が出来る。

附則

この規程は、令和3年6月26日から施行する。